

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

特級ボイラー技士免許（免許試験合格後の免許申請）

	要 件	具体的な書類	【 注 】		
1	一級ボイラー技士免許を受けた後、5年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験がある者 ※	○ 実務経験従事証明書（原本）			③
2	一級ボイラー技士免許を受けた後、3年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者	○ 実務経験従事証明書（原本）			③
3	学校教育法による大学又は高等専門学校においてボイラーに関する講座又は学科目を修め卒業した者で、その後2年以上の実地修習を経たもの	○ 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの）（原本） ○ 実地修習結果報告書の写（ 原本確認 されたもの）	①	②	
4	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士（熱）免状を有する者で、2年以上の実地修習を経たもの	○ エネルギー管理士免状の写及び合否通知書（合格証）の写（両方とも 原本確認 されたもの） ○ 実地修習結果報告書の写（ 原本確認 されたもの）	①	②	
5	海技士（機関1、2級）免許を受けた者	○ 海技士免状の写（ 原本確認 されたもの）	①	②	
6	ボイラー、タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計500㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの。	○ ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状の写（ 原本確認 されたもの） ○ 実務経験従事証明書（原本）	①	②	③

【注】 ① 免許試験合格通知書の備考欄に印書されている受験資格コードが「02」、「03」、「04」、「05」のいずれかであれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記3～6関係）

② 「**原本確認**」は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて行っております。

③ 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。

（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei22/）

※ 小規模ボイラー：労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたもの